一三五八番一　十八号
一三五五番　十九号及び二十号
一三五〇番　二十一号
一三四八番　二十二号、二十四号及び二十五号
一三四六番　二十三号及び二十七号
一三四九番　二十六号
字大杉谷　二二二九番一　四号及び八号
二二二九番四　五号から七号まで
字椿原　一四二五番　九号
一四二三番　十号
一四二一番　十一号
一四一七番　十二号
字中川原　一三九一番　十三号
一三八九番　十四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十八号から四十九号までを順次結んだ線及び標柱二十八号と四十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関
字焼山　一五二八番一　二十八号
字シル谷　二二二七番　二十九号及び三十号
二二一六番　三十一号
字坂尻　二一八三番　三十二号
二一七九番　三十三号
字有蒔　二一七二番　三十四号
二一七一番　三十五号
二一七〇番　三十六号
字山崎　一七六〇番　三十七号及び三十八号
一七四九番　三十九号
一七四五番一　四十号及び四十一号
字岩崎　一七三七番　四十二号
一七三八番　四十三号
一七四四番　四十四号から四十六号まで
一七四〇番　四十七号
字西山　一六九五番　四十八号
字面モ田　一六二一番一　四十九号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尻剣谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字尻劔谷　四一八三番　一号
四一八五番　二号及び三号
四一七九番　四号
四一七八番　五号及び六号
四一七五番　七号
四一七五番一　八号
四一七六番　九号
四一七七番　十号及び十一号
四一八一番　十二号
四一八二番　十三号、十四号及び十七号から十九号まで
四一七三番一　十五号及び十六号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字登上り　四〇一四番三　一号
四〇一一番一　二号
四〇一一六番　三号
四〇一一八番　四号
四〇二〇番　五号
四〇二一番　六号
四〇二四番　七号及び八号
三九八七番三　九号
三八九一番　十号から十三号まで
三八八七番　十四号及び十五号
字突出　三八二一番二　十六号から十九号まで、二十二号及び二十三号
字北ノ畑　三八九八番　二十号、二十一号及び二十四号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳴子谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字小松尾　三五四〇番　一号
字白杭　三五四七番一　二号から四号まで及び六号
三五五〇番　五号
三五七一番　七号
三五七三番　八号
三六一四番　九号から十一号まで
三六二〇番　十二号及び十三号
三三二五番　十四号
三三三〇番　十五号から十七号まで
三三三二番　十八号
三三三六番　十九号
三三五二番　二十号及び二十一号
三三四五番　二十二号

○国土交通省告示第二百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

○海上保安庁告示第十二号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年二月二十日から施行する。

平成二十七年二月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海上保安監部若しくは海上保安部若しくは管区海上保安本部（以下「航路標識又は海上保安部等」という。）」を「管区海上保安本部若しくは海上保安監部若しくは海上保安部」に改める。

別表第二「八島灯台（風向、風速）」の項の次に

平郡島南方ＡＩＳ信号所（風向、風速、波高）	0834―27―5177（徳山海上保安部）
六管区海上保安本部）	082―250―1308（第
mlit.go.jp/06kanku/hiroshima/heiguntou_index.html	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/south_aisss/kisyou/

を、同表「観音埼船舶通航信号所（海ほたるレーダー施設）（風向、風速）」の項の次に

浦賀水道航路南口東端ＡＩＳ信号所（風向、風速、波高）	046―844―4521（観音埼船舶通航信号所） 045―227―1177（第三管区海上保安本部） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/south_east_aisss/kisyou/index.html

を加える。

一　三越

昭和九年内務省告示第四百八号で指定した和歌山県東牟婁郡三里町大字三越字サシデレクゾレ及び同字ヌタノサコに掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

○国土交通省告示第二百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十七年二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成元年建設省告示第千百三十号で指定した鳴子谷川に掲げる土地